

令和8年度税制改正 法人税

～重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設～

令和8年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設の概要についてお知らせいたします。

重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で産技法改正法の施行の日から令和11年3月31日までの期間内に産技法の重点研究開発計画につき産技法の主務大臣の認定を受けたもののその認定に係る適用事業年度（※1）（※2）において、重点産業技術試験研究費の額（※3）（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のこれらの適用を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その適用事業年度の控除対象重点産業技術試験研究費の額（※4）（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のこれらの適用を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。）の40%（控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となった重点産業技術試験研究費の額が特別重点試験研究費の額（※5）に該当するものにあつては、50%）の税額控除（調整前法人税額の10%が上限）（※6）ができる制度が創設されました。

※1 適用事業年度とは、認定研究開発法人の適用期間（その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間（同日までにその認定が取り消された場合など一定の場合には、一定の期間）をいいます。）内の日を含む各事業年度をいいます。

※2 解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

※3 重点産業技術試験研究費の額とは、試験研究費の額のうち認定研究開発法人がその認定に係る産技法の認定重点研究開発計画に従って実施した特定重点研究開発（産技法の研究及び開発をいいます。以下同じです。）に係る一定の試験研究費の額をいいます。

※4 控除対象重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち一定の金額をいいます。

※5 特別重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち認定研究開発法人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従って実施した産技法の重点産業技術共同研究開発機関と共同して行う特定重点研究開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する特定重点研究開発に係る一定の試験研究費の額をいいます。

※6 税額控除による控除をしてもなお控除しきれない金額は翌期以後3年間繰り越すことができます。

なお、この繰越税額控除制度は、中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除制度と基本的に同じ仕組み（適用要件として当期の試験研究費の額と比較する対象が前期の試験研究費の額であることや控除税額の上限が調整前法人税額の10%であることなどは異なります。）です。

【適用時期等】

産技法改正法の施行の日から施行されます。

なお、産技法改正法は公布の日以後1年以内の政令で定める日から施行されますが、施行期日を定める政令は令和8年5月27日現在において公布されていません。